令 和 5 年 5 月 2 3 日

管内貸切自動車運送事業者　各位

岩 手 運 輸 支 局

貸切バスにおける安全確保の徹底について

５月 16 日（火）午後８時 15 分頃、宮城県栗原市の東北自動車道下り線において、岩手県一関市に向けて乗客乗員 40 名程度を乗せた貸切バスが車両故障のため路肩に停車していたところ、大型トラックが追突し、３名が死亡、１名が重傷を負うという誠に痛ましい事故が発生した（５月 17 日（水）９時現在）。

事業用自動車における輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかり守ることこそが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も必要なことである。

ついては、貸切バスの安全確保の徹底を図るため、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について改めて徹底をお願いいたします。

記

１．「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（以下「指導監督マニュアル」という。）に基づき、緊急時における適切な対応について運転者への指導を徹底すること。特に交通事故・車両故障発生時においては、次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。

（１）高速道路上においては停止表示器材を設置し、他の自動車に事故の発生を知らせる等、道路における危険防止措置を実施すること

（２）状況に応じ、乗客を車両から退避させ、万が一停止車両への追突事故が発生した際に乗客が巻き込まれないようにする等、乗客の安全の確保に係る措置を実施すること

［指導監督マニュアル バス事業者編 概要編
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resourse/data/bus_gaiyohen.pdf
指導監督マニュアル バス事業者編 本編
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resourse/data/bus_honpen.pdf］

２．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するよう関係者に徹底すること。